

福島県における復興祈念公園のあり方 【基本構想への県提言】

平成28年4月

**福島県における復興祈念公園のあり方
(基本構想への県提言) 検討有識者会議**

一目 次一

前文 1

福島県における復興祈念公園のあり方 3

終わりに 6

(付属資料)

福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）検討有識者会議

設置要綱 8

委員名簿 9

会議経過 10

有識者及び住民の意見 11

(参考資料)

1. 東日本大震災の被害の状況 18

2. 避難指示区域の状況 21

3. 東日本大震災時の警察による救出救助・捜索活動 25

4. 公園候補地周辺の特徴 26

5. 復興に向けた取り組み 32

前 文

東日本大震災において、福島県では、最大震度 6 強の強い揺れに加え、それに続く大津波により沿岸 3 市 7 町すべてで浸水被害を受け、家屋倒壊や火災等が発生し、地震や津波で直接犠牲となった方々が死者・行方不明者合わせて 1 千 8 百人を超えるなど、浜通りを中心に県内全域に甚大な被害が発生した。

さらに、本県では、地震直後に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）により、これまで人類史上経験がないような複合災害に見舞われた。本県では、地震発生当日の 3 月 11 日から避難指示が出され、その後、避難指示区域が順次拡大し、4 月 22 日には法的に立入が制限される警戒区域等が設定されたことなどにより、多くの県民が県内外へ避難することとなった。現在まで一部で避難指示が解除されたものの、いまだ約 10 万人もの県民が故郷から遠く離れた地で避難生活を続けており、避難所等への移動中や避難所等での生活における肉体的、精神的疲労などにより、2 千人を超える方々が亡くなっている。

また、県内 9 町村が役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなったほか、県内全域に風評被害が及び、農林水産業のみならず製造業を含めたあらゆる産業が大きな打撃を受けるなど、原子力災害は本県の基盤を揺るがすものとなっている。

復興祈念公園が整備される双葉・浪江両町でも、地震や津波により、多くの方々が犠牲となった。一方、大津波が押し寄せた請戸小学校からの全校児童の避難、海に面したマリーンハウスふたば最上階での生存という奇跡的な状況も生まれた。そして、一命をとりとめたものの、諏訪神社境内で肩を寄せ合い、不安な一夜を過ごした方々もいた。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により出された避難指示は、そ

の後、両町の全域に及び、震災前に当たり前であった町の生活が突如として奪い去られることとなってしまった。さらに、全町避難という異常事態により、津波で行方が分からなくなってしまった方々の捜索さえも出来ない状況が続いた。その結果、がれきの下敷きとなり、あるいは負傷等により身動き出来ずに救助を待ち望んでいたものの長い間放置され生命を失うという、人としての尊厳が奪われてしまうような悲劇が生まれた。多くの人々は、これまで安全であると信じていた原子力発電所で起きた事故により、突然、すべてが変えられてしまったことへの怒りと悲しみの日々が続くこととなった。

復興祈念公園候補地は、震災で多くの方が犠牲となった浜通りのほぼ中央に位置し、周辺では甚大な津波被害に加え東京電力福島第一原子力発電所事故が発生するなど、本県はもとより我が国における未曾有の複合災害を象徴する場所となっている。また、双葉・浪江両町とも復興まちづくり計画等で町民の生活再建と併せ、再生可能エネルギー活用に向けた検討を進めており、本公園の整備とともに、福島県復興計画の基本理念に基づき復興へ向けて取り組むふくしまの姿を国内外に示すことが期待される。なお、公園候補地内の丘陵部からは、震災遺構として検討を進める請戸小学校を始めとした津波被災地や東京電力福島第一原子力発電所を見渡すことができる。

本提言は、福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）検討有識者会議における議論や地元住民からの意見などを踏まえ、公園のあり方として求められるものを次のように提言するものである。

福島県における復興祈念公園のあり方

(1) 東日本大震災で犠牲となったすべての生命への追悼と鎮魂

東日本大震災において、福島県では、地震や津波の自然災害に加え、原子力災害の発生により、人類史上経験のない複合災害に見舞われた。

その結果、多くの県民が震災直後から県内外へ避難することとなり、避難指示区域内では地震や津波により行方不明となった方々の十分な捜索活動が出来ない状況が続いた。その後、避難指示区域内で行方不明者の本格的な捜索活動は開始されたものの、いまだ2百人を超える方々の行方が確認できない状況となっている。

現在もなお、多くの県民が、故郷から遠く離れた地での避難生活が続き、震災で失った家族を故郷の墓で慰霊することさえも困難となるなど、震災で犠牲となった方々への追悼・鎮魂が十分に出来ない状況にあることから、本公園は、犠牲者への追悼と鎮魂の中核的な場所として、今回の震災で失われたすべての生命へ想いを寄せ、復興を祈念する場として、多くの人が集い、未来への希望をもたらす祈りの空間となることが求められる。

なお、住民の緊急避難により、飼養を放棄せざるを得なくなった警戒区域内の家畜については安楽死処分が行われ、犬猫等の愛玩動物についてもやむを得ず自宅等に残され命を失う状況もあったことから、震災で犠牲となった動物に対する慰霊も考慮する必要がある。

(2)ふくしまへの想いを育む

本公園整備を通じ、心ならずも故郷から離れた地で避難生活を続いている方々が、思い出深い風景・自然などを感じ、生まれ育った故郷の記憶を想起し、緑や花に囲まれた中で心の安らぎを取り戻すことにより、ふくしまと心の中で繋がり、心の拠り所となることが期待される。

そして、誇りあるふるさと再生の実現に向け、本公園が県民のみならず、ふくしまの復興支援等に関わる方など、ふくしまを愛し心を寄せる国内外の人々が集い、交流する場となって、ふくしまの復興の取組や現状だけでなく、ふくしまの自然、歴史、伝統文化等、ふくしまの魅力を共有することにより、未来に向けたふくしまへの想いを育む場となることが期待される。

さらに、本公園に咲いた花などを使って、ふくしまの想いを公園から発信することにより、国内外の方々が、毎年、ふくしまに想いを馳せ、ふくしまを訪れる契機となることが期待される。

(3)ふくしまの被災の経験を将来につなげる

人類史上類を見ない悲惨な経験を繰り返さない決意のもと、ふくしまの被災の経験を風化させず未来へ継承し続けていくため、本公園周辺で震災遺構とすることが検討されている津波被害を受けた請戸小学校やマリーンハウスふたばとの連携や眺望景観の活用などにより、ふくしまにおける正確な被災の状況に加え、震災前の状況や発災後の激動の日々について、複合災害の記録と教訓を後世に伝える施設として別途検討を進めているアーカイブ拠点施設と連携を図りながら、広く世界と共有する場としていくことが期待される。

(4)復興へ向けて取り組むふくしまの姿を国内外へ示す

ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集し、復興を進めていくため、本公園が位置する双葉・浪江両町の町民を始め、現在もなお、多くの県民が避難生活を続ける中で、本公園を整備することが地域再生のさきがけとなり、双葉・浪江両町における復興の象徴、ひいては世界が注目するふくしまの復興の象徴として、東京電力福島第一原子力発電所に近接するこの地から、公園周辺で検討が進められている再生可能エネルギーや花き植物園等、地域再生の活力となる新しい産業と連携し、復興へ向けて取り組むふくしまの姿を国内外へ示していくことが期待される。

また、本公園は、国内外から多くの来園者を迎える施設となることから、公園内の空間線量モニタリングを充実させ、わかりやすく情報発信するとともに、津波災害への対応として公園海側で予定される海岸堤防の嵩上げや海岸防災林の整備と併せ、公園内においても丘陵部への避難路の確保や避難誘導のための情報提供施設の整備などにより、本公園が安心して利用できる環境とすることが求められる。

終わりに

福島県では、東日本大震災発生後から、復興に向け歩みを進めているものの、いまだ多くの県民の避難生活が続き、避難指示区域の復興は緒に着いたばかりであるなど、本県の復興への道筋は、単純ではなく、長い時間がかかることが予想される。

本県では、復興に向けて希望の旗を掲げ、すべての県民が想いを共有しながら一丸となって復興を進めていくため、福島県復興計画を策定し、県内各市町村の復興まちづくり計画等と連携しながら、復興に向けた取組を進めているところである。

復興祈念公園が整備される双葉・浪江両町においても、復興に向けた取組が進められているところであるが、いまだ両町では住民の方々の避難生活が続いている、本公園の基本構想等の策定は、周辺の復興まちづくりとともに進められることとなる。よって、本公園の基本構想等の策定後に、周辺の復興に関する状況が変化することも考えられることから、復興の状況に応じて柔軟に公園づくりを行っていくことが求められる。

また、本公園は、地域再生のさきがけとなり、復興へ向けて取り組むふくしまの姿を示す役割を担う一方で、世界が関心を寄せるふくしまの被災の経験を発信する役割を併せ持つこととなることから、公園づくりのプロセスにおいても、県民のみならず多様な主体との合意形成を図りながら、連携して進めいくことが求められる。

そして、すべての県民が元気な生活を取り戻し、子どもや若者たちが誇りを持つことのできるふくしまを再生するため、世界から注目される本公園とともに、世界のモデルとなる地域を築き上げ、ふくしまの新しい姿やその軌跡を発信していくことが期待される。

**福島県における復興祈念公園のあり方
【基本構想への県提言】**

(付属資料)

福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）検討 有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）検討有識者会議（以下「会議」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 会議は次の事項について検討を行う。

- (1) 福島県双葉郡双葉町・浪江町にまたがるエリアにおける「復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）」に関すること
- (2) その他必要な事項

(会議の構成)

第3条 会議は別表に掲げる委員、行政委員で構成する。

2 委員は福島県知事が委嘱する。

(会長)

第4条 会議に会長を置く。

2 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営及び会議)

第5条 会議は、会長の指示により事務局が招集する。

2 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
3 会長が必要と判断した場合、委員以外のものを会議に参加させることができる。

(設置期間)

第6条 会議は、設置の目的を達成した時に解散する。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、福島県土木部まちづくり推進課に置く。

2 事務局は、会議の庶務を委託することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は平成27年10月9日から施行する。

(別表)

**福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）検討
有識者会議委員名簿**

	氏 名	役 職
会 長	山川 充夫	帝京大学経済学部教授
委 員	市岡 綾子	日本大学工学部専任講師
"	鎌田 真理子	いわき明星大学人文学部教授
"	櫻井 常矢	高崎経済大学地域政策学部教授
"	長林 久夫	日本大学工学部上席研究員
"	横張 真	東京大学大学院工学系研究科教授
"	涌井 史郎	東京都市大学環境学部教授
行政委員	馬場 有	(敬称略・五十音順) 浪江町長
"	伊澤 史朗	双葉町長
"	大河原 聰	福島県土木部長

会議経過

平成27年10月9日（金） 第1回有識者会議

- ・復興祈念公園のあり方について意見交換
- ・住民意見発表会及び現地調査の実施を決定

平成27年11月2日（月）、17日（火） 住民意見発表会及び現地調査

- ・地元住民6名（双葉町民3名、浪江町民3名）から意見発表

平成27年11月20日（金）、29日（日） 住民意見聴取

- ・地元住民2名（双葉町民1名、浪江町民1名）から住民意見聴取

平成27年12月7日（月） 第2回有識者会議

- ・住民意見発表会等を踏まえた復興祈念公園のあり方について意見交換

平成28年 2月5日（金） 第3回有識者会議

- ・復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）の骨子について意見交換

平成28年 3月23日（水） 第4回有識者会議

- ・復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）（案）について意見交換

有識者及び住民の意見

福島県における復興祈念公園のあり方(基本構想への県提言)検討有識者会議における各委員の意見や住民意見発表会等における住民の意見について整理した。

(○:委員意見、◇:住民意見)

(1) 東日本大震災で犠牲となったすべての生命への追悼と鎮魂

【追悼・鎮魂の対象等】

- 追悼・鎮魂の対象(直接死、関連死)をどうするのか整理する必要がある。
- 追悼・鎮魂の表し方として、犠牲者名、地名等も残しておくことが必要である。
- 津波で亡くなった方々への「悲しみ」、原子力災害への「怒り」の二つが出発点。
- 復興祈念公園は、追悼と鎮魂の場という位置づけが中心となり、マクロ的な鎮魂の場であると同時に個々の方を悼むミクロ的な場である。
- ◇津波で喪った家内の遺骨と共に、現在仮設住宅で自分を喪ったような生活をしている。今回の津波では新地からいわきまで多くの犠牲者が出ているので、鎮魂の場を公園の中に作った方がいい。
- ◇津波で亡くなられた方を祀ってあげたいという思いが強いため、亡くなった方々の名前を記した記銘碑やモニュメントなどの形のあるものを造って欲しい。
- ◇震災前には今まで津波が来なかったから大丈夫だと思っていた方もいたので、避難訓練をやらなかった反省材料としても、犠牲者の名前を刻んだ慰靈碑を造ってほしい。
- ◇慰靈碑を造るのであれば、各市町村名を入れて犠牲者の名前を供えた祈念碑がいい。
- ◇震災によって多くの犠牲者が出ており、モニュメントや式典会場、駐車場などがあった方が良い。
- ◇復興祈念公園内に、亡くなった方の名前を入れた慰靈碑を建てて欲しい。

【救助活動困難状況】

- 地震翌日に避難指示が出されたため、救助活動が出来ず助けられなかつた命があった。40日以上放置され、腐乱した遺体が発見された状況があった。
- 地震後、被災者の救助活動が出来ずに避難しなければならないという実態があつたことを踏まえ、避難の状況や避難者の想いなども伝承する必要がある。
- ◇避難しなかった方を家族が助けに行きたいと申し出たが、放射能が高いから入れないと言われ、助けることができず、2週間位後に餓死してしまったということがあった。助けられなかつた方への想いもあり、亡くなった方の魂を鎮める場が欲しい。
- ◇父の行方を捜そうと実家の方へ向かったが、途中で避難指示が出て搜索出来なかつた。40日後に搜索が開始され、父は見つかった。現在、父が見つかった場所は帰還困難区域となっているので自由に花を手向けに行くことも出来ない。

【震災で命を失った動物に対する慰靈】

- 避難指示区域に残った家畜の全頭殺処分が行われ、その他多くの愛玩動物も津波等により失われたことから、亡くなった動物に対する慰靈も考える余地がある。

(2) ふくしまへの想いを育む

【福島との再会】

- 帰還者からの受け止められ方を含め検討する。
- 家族と話し合える場や昔の生活を伝えていける場が住民から期待されている。
- 福島から遠く離れた地で避難を余儀なくされている方々が、生まれ育った故郷の記憶を想起し、故郷に帰還した方々と心の中で繋がり、心の拠り所となる公園にする。
- 復興祈念公園は、震災により失われた生命、土地の自然、ここに暮らして散り散りになった人々、この地にあった暮らしとの「再開の場」である。
- 土地の文化や自然、震災で失った様々なもの等が、避難者の想いと共にあるという郷愁の念、未来に向けた被災者の想いが福島の再生に繋がっていくストーリーを提示する。
- 被災した方や家族を亡くされた方々が集まり、被害の甚大さ、命の大切さ、避難のあり方など、今後の防災・減災の話が出来る場が、色々な教訓の継承に繋がる。
- 公園周辺の歴史、風土、生活の営み等について、過去、現在、未来を繋いでいくため、アーカイブや周辺の遺構と連携しながら、公園内で語り合うことが出来る場とする。
- 住民の方が復興祈念公園を訪れた時、生まれ故郷の歴史や文化を子供や孫等へ伝えられるようにする。
- ◇復興祈念公園が家族で震災の会話をする場所になれば良い。
- ◇遠くに住んでいる方が戻ってきた時に集える場が欲しい。

【人々の交流による福島との想いの共有】

- 住民からは「集いの場」としての役割が求められている。
- 常に誰かが集い、感謝の意が感じられるような公園とする。
- 公園から復興する姿を示していくため、住民やボランティア希望者など多様な方々の参画を誘導する。
- 公園整備に歴史、文化、自然等の風土を関連づけ、清掃、植樹、学習活動等で色々な方々の参加を得ながら情報発信する。
- 追悼・鎮魂の行為として花を手向けるように、花を通じて福島の人たちへの想いを皆で共有することなどにより、復興祈念公園に咲いた花を使って、復興祈念公園外でも福島と繋がりが出来るストーリーが生まれる。
- 花などを用いて、毎年想い起こしてくれるよう、そこに行ってみようという気にさせるような仕組みをつくる。
- ◇公園候補地のある両竹山は古代の横穴墓や戦国時代の山城などが確認されており、地域の歴史や生活について認識を持った上で、公園のあり方を考えてほしい。
- ◇双葉郡が原発被災地であるということが強調されているので、双葉郡は原発被災地だけではないというアイデンティティをつくって欲しい。
- ◇公園に皆が何回も足を運んでもらえるように、365日お花が咲いているような公園にして欲しい。

(3) ふくしまの被災の経験を将来につなげる

【アーカイブ拠点施設と一体的（近接した）整備】

- アーカイブ拠点施設と復興祈念公園との連携により多くの来訪者が予想される。
- 広島平和記念公園を参考に、復興祈念公園を活用した福島の情報発信をする。
- 復興祈念公園の来園者のリピーターを確保するため、科学的データを蓄え、情報発信していくためアーカイブ拠点施設等と連携させる。
- 復興祈念公園の中あるいは側に、広島の平和記念資料館のようなアーカイブ拠点施設を造り、世界や次の世代に福島の悲惨な状況を一体で示す。
- 公園に隣接したアーカイブ拠点施設を整備し、福島県全体の被災の状況を後世に伝承する。
- 来訪者を考慮するとアーカイブ拠点施設と公園は一体となっているべきである。

【風化防止（アーカイブ拠点施設との連携）】

- 風化防止のためインパクトがあり感銘できる正確な情報発信の場とし、形骸化しないようリニューアルをしていく。
- 震災を風化させないための取組が必要。

【被災の伝承（アーカイブ拠点施設との連携）】

- アーカイブ拠点施設を中心とした「学びの場」「復興情報発信拠点」としての役割が必要。
- 「回遊性」「学びの場」「伝承」等を考慮し、アーカイブ拠点施設と一体的に検討する。
- アーカイブ拠点施設と復興祈念公園のすみ分けを考えた場合、人々の想いに焦点を当てながら震災による被災や避難の状況を掘り下げるのが良い。
- 浜通りや福島県全体の被災状況を同様な施設と繋がりを持って表現していくことが必要。
- ◇直接津波で亡くなった人だけでなく、関連死といわれる死亡者もいる。妻も関連死の認定を受けたが、震災のストレスは皆さん相当あると思うので、津波と地震と原発事故は絶対伝えておかなくてはならない。

【地域風土の伝承（アーカイブ拠点施設との連携）】

- 長いスパンで震災前の営みや今後の防災方法等の情報発信が必要。
- 公園候補地周辺で失われた生活や文化等に係る意見の集約が必要。
- 人、動物、集落、犠牲者名、地名等を残すこともアーカイブ拠点施設と連携しながら考えていくべき。

【被災状況や震災前の状況再現（ジオラマ設置）】

- 浜通りの各地で起きた被災について、公園を訪れた方がそれぞれの思いで時間を掛けながら向かい合う場として、ジオラマのようなものがあれば良い。
- 被災前の風景等が海岸線の復旧により改変されることから、人の営みを含め被災前の状況などを広い公園内にジオラマのようなものを使って再現する。
- 集落等については、俯瞰的にジオラマのようなものを用いて残しておく。
- ◇今回の復興祈念公園にも、広島の平和記念公園（平和記念資料館）にあるようなジオラマをつくり、津波ばかりではなくて、原発事故の様子などを教材として後世に残せると良い。
- ◇諏訪神社や両竹集落がここにあったということを形で残して頂きたい。
- ◇街並みを再現したジオラマのようなもので、自分の家があった証があると良い。
- ◇復興祈念公園内に、町を懐かしむことが出来るような町の模型などを設置し、公園内で模型などを見ながら、皆で思い出話が出来るようにして欲しい。

【公園周辺の震災遺構との連携や眺望景観の活用】

- 諏訪神社から見える津波被災地区や請戸小学校、マリーンハウスふたば等の震災遺構との連携、東京電力第一原発煙突の眺望景観の活用が考えられる。
- 公園区域外で震災遺構としての残置を検討している請戸小学校や海の見える景観など、復興祈念公園周辺を含めグランドデザインとともに検討することが必要。
- 津波被災地区を見渡せる最低限の地形改変とすべき。
- 被災の甚大さを伝えるため、周辺にある震災遺構との連絡機能や、海や河川への眺望等を大切にしながら追悼・鎮魂できる場とする。
- 町民の方々からも震災前の暮らしへの愛着に関する話題が多いことから、海への眺望のために高台を活用する。
- 津波にのまれた“悲劇”の中で起きた請戸小学校児童の全員避難の“奇跡”を次世代に示すためにも、公園周辺と連携した整備により、双葉郡の復興を一つの記録として残せるような公園とする。
- ◇復興祈念公園は、山手の方を含めて配置し、海への眺望や景観などを考えた構造にしてほしい。

【公園周辺で起きた被災や避難状況についての伝承】

- 復興祈念公園周辺で起きた悲劇（津波被災発生、避難指示による被災者捜索困難）や奇跡（請戸小学校やマリーンハウスふたばでの避難状況）の伝承に併せ、津波や原子力災害の教訓と復興の状況を伝承すべき。
- 生かされた生命の大切さについて、奇跡の物語を伝承していくことが必要である。
- 震災は日本人全体の大きな転換点であったため、誰もが震災と原発事故を伝え、考えることが出来る場所とする。
- ◇子供たちが何十年か先に戻ってきた時に、ここで津波被災があって皆さんが亡くなったという想いが残るような公園としてほしい。亡くなった方のために自分が生かされたことに対しての重みがある。

(4) 懸命に復興へ向けて取り組むふくしまの姿を国内外へ示す

【復興を祈念する】

- 本公園は、「復興への強い意志」としての意味がある。
- 復興祈念公園は、未だ復興していない中であるが、亡くなられた方々に復興を後押しして頂き、復興を進めるための祈念公園である。
- ◇公園候補地周辺が全く復興していない中で、何のための復興祈念公園なのかを考える必要がある。

【復興の取組・過程の情報発信】

- 本公園は、地域再生のまちづくりのモデルとしての意味がある。
- 復興初期段階における地域再生の「さきがけ」として公園を形成する。
- 県の復興計画の3つの理念を実現していく。
- 公園整備のプロセスが、住民の帰還に繋がるような相乗効果が期待できる取組とする。
- 復興プロセスの情報発信の場とする。
- 避難地域の住民帰還の象徴としての高いメッセージ性が求められる。
- 福島が復興する姿を情報発信する。
- 復興に向けた取組などの情報を常に更新し、世界へ発信する。
- 福島の復興は世界から注目されており、福島が復興にどう向き合っていくのかということは、世界にその姿を示していくこととなることから、個人的感情を超えたところで、黙々と復興に取り組んで頑張っている姿を示すことが一番強い説得力を持つ。
- 福島を想い、福島にこだわる人を増やす努力が復興のプロセスとして必要であるため、帰還する方、帰還できない方、双方を見据えた公園とする。
- 世界各地の色々な方が復興祈念公園と関わるよう、公園から発信される情報を得ながら、福島に想いを馳せるような仕組みとする。
- 新しい地域の姿を空間的、機能的にリードしていく公園が必要。
- 全住民避難から帰還を目指す中で、公園が復興をリードし、誰もが訪れたくなるような魅力ある位置づけが必要である。
- 福島の経験を、世界や日本と共有していくためには、そこで何があって、その経験の中から何を国内外に示していくかが大事である。

【来園者の安全・安心】

- 廃炉作業の中での放射能に対する安全性に対する不安解消が必要。
- 公園候補地付近の放射線は、現在でも低い値であり、現在実施中の除染により基準値は下回ると思われる。
- 放射線対策を徹底し、教育的視察等に対応した公園とする。

(5) 終わりに

【公園周辺の復興まちづくりとの連携】

- 公園周辺の土地利用を住民と共に考えていく。
- 公園の検討と併せ、公園周辺の県道や河川の復旧方法を検討する。
- 行政と住民との役割分担を整理する。
- アクセス性向上のためのインフラ整備が必要である。
- 周囲の復興計画等が明確に定まっていない中で、公園計画を先行的に進めることとなっているため、周囲の復興計画、土地利用計画と連動しないと公園計画が難しい。
- 岩手県、宮城県と福島県が違う点は、公園候補地周辺の復興がされていないこと。
- 公園と周辺施設との連携を重視して欲しい。

【復興の進捗に併せた公園の整備充実】

- 住民の想いに答えながらの公園計画検討が重要である。
- 公園整備と避難指示区域の復興の進捗を重ね合わせる。
- 福島では、今後、復興に関わる状況が変化していくことも考えられるため、公園計画等に関わる地元の声を長期的なスパンで柔軟に取り入れながら、公園を段階的に整備・充実して欲しい。
- この公園は様々な形で地域の方々等と一緒に積み上げていくプロセスを重視しなければいけない。
- 多様なステークホルダーと協働しながら、公園並びにその周辺地区に未来への希望をもたらす祈りの空間とすることが求められる。
- ◇浪江町では運動が盛んだったので、運動施設や多目的広場、機能的には見晴らせるようなものがあれば非常に良い。

福島県における復興祈念公園のあり方 【基本構想への県提言】

(参考資料)

1. 東日本大震災の被害の状況

東日本大震災において、福島県では、最大震度6強の強い揺れに加え、それに続く大津波により沿岸3市7町全てで浸水被害を受け、家屋倒壊や火災等が発生し、地震や津波で直接犠牲となつた方々が死者・行方不明者合わせて1千8百人を超えるなど、浜通りを中心に県内全域に甚大な被害が発生した。

さらに、本県では、地震直後に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの県民が県内外へ避難することとなった。現在まで一部で避難指示が解除されたものの、いまだ約10万人もの県民が故郷から遠く離れた地で避難生活を続けており、避難所等への移動中や避難所等での生活における肉体的、精神的疲労などにより、2千人を超える方々が亡くなっている。

■福島県における東日本大震災の被害概要

発生日時	平成23年3月11日 14時46分				
震源	三陸沖（震源の深さ24km）				
規模	マグニチュード9.0				
観測震度 (県内)	震度6強	白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町			
	震度6弱	福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町			
津波規模 (県内)	相馬港9.3m以上、小名浜港3.33m				
人的被害 (県内)	死者：3,859人、行方不明者：3人 重傷者：20人、軽傷者：163人				
建物被害 (県内)	住家全壊：15,171棟、住家半壊：79,302棟 住家一部損壊：141,458棟 住家床上浸水：1,061棟、住家床下浸水：354棟 公共建物被害：965棟、その他建物被害：36,671棟				

出典：福島県災害対策本部資料（平成28年3月14日現在）

■人的被害の内訳（地区別）

地区名	直接死	関連死	死亡届	行方不明者数	合計
浜通り	1,567人	1,960人	221人	3人	3,751人
中通り	36人	68人	3人		107人
会津	1人	3人			4人
合計	1,604人	2,031人	224人	3人	3,862人

県内への避難者数（平成28年3月9日現在） 54,174人

県外への避難者数（平成28年2月12日現在） 43,139人

避難先不明者 20人

合計 97,333人



■浜通りの人的被害の内訳

市町 村名	直接死	関連死	死亡届※1	行方不 明者数※2	合計	割合 (県全体)
相馬市	439人	28人	19人		486人	12.6%
南相馬市	525人	485人	111人		1,121人	29.0%
広野町	2人	44人		1人	47人	1.2%
楢葉町	11人	121人	2人		134人	3.5%
富岡町	18人	336人	6人		360人	9.3%
川内村		89人			89人	2.3%
大熊町	11人	115人		1人	127人	3.3%
双葉町	17人	140人	3人	1人	161人	4.2%
浪江町	150人	383人	32人		565人	14.6%
葛尾村		37人	1人		38人	1.0%
新地町	100人	9人	10人		119人	3.1%
飯舘村	1人	42人			43人	1.1%
いわき市	293人	131人	37人		461人	11.9%
浜通り合計	1,567人	1,960人	221人	3人	3,751人	97.1%
中通り合計	36人	68人	3人		107人	2.8%
会津合計	1人	3人			4人	0.1%
県全体	1,604人	2,031人	224人	3人	3,862人	100.0%

出典:福島県災害対策本部資料(平成28年3月14日現在)

※1 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっていないが、死亡届等が出されている方

※2 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっておらず、死亡届等も出でていない方

■津波による被災状況

本県では、東日本大震災による大津波により、沿岸3市7町すべてで浸水被害を受けた。

復興祈念公園候補地は、震災で多くの方が犠牲となった浜通り地方のほぼ中央に位置し、周辺では、甚大な津波被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故が発生するなど、本県はもとより我が国における未曾有の複合災害を象徴する場所となっている。



浪江請戸周辺（平成 23 年 3 月 12 日）

出典：東日本大震災の記録と復興の歩み（H25.3 福島県）



双葉町・浪江町周辺（平成 23 年 3 月 12 日）

出典：東北地方整備局 HP 震災伝承館



福島県津波浸水区域図

出典：浸水範囲現況図（国土地理院）一部加工

2. 避難指示区域の状況

本県では、地震発生直後から避難や屋内退避の指示が出され、その後、避難指示区域が順次拡大したことにより、多くの県民が県内外へ避難することとなった。

現在まで一部の区域で避難指示が解除されたものの、いまだ約 10 万人もの県民がふるさとから遠く離れた地で避難生活を続けている。

復興祈念公園が整備される双葉・浪江両町でも、東京電力福島第一原子力発電所の事故により出された避難指示は、その後、両町の全域に及び、震災前に当たり前であった町の生活が突如として奪い去られることとなってしまった。

■避難指示等の状況（発災直後）

事故直後： 平成 23 年 3 月 11 日	平成 23 年 3 月 12 日	平成 23 年 3 月 15 日
平成 23 年 3 月 11 日 19:03 原子力緊急事態宣言発令 平成 23 年 3 月 11 日 20:50 福島第一原子力発電所から 半径 2km 圏内に避難指示 平成 23 年 3 月 11 日 21:23 福島第一原子力発電所から 半径 3km 圏内に避難指示。 半径 3km から 10 km 圏内に、屋内 退避指示。	平成 23 年 3 月 12 日 5:44 福島第一原子力発電所から半径 10km 圏内に避難指示。 平成 23 年 3 月 12 日 17:39 福島第二原子力発電所から半径 10 km 圏内に避難指示。 平成 23 年 3 月 12 日 18:25 福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内に避難指示。	平成 23 年 3 月 15 日 11:00 福島第一原子力発電所から半径 20～30 km 圏内に屋内退避指示。

出典：福島県ホームページ

■避難指示等の状況（発災後1か月～半年）

平成23年4月22日	平成23年9月30日
<p>平成23年4月22日 福島第一原子力発電所から半径20km圏外の特定区域を、計画的避難区域、緊急時避難準備区域として設定。 福島第一原子力発電所から半径20km圏内（海域を含む）について、警戒区域として設定。</p> <p>※平成23年4月21日に福島第二原子力発電所から半径10km圏内の避難指示が半径8km圏内に変更。</p>	<p>平成23年9月30日 緊急時避難準備区域を有する各市町村において復旧計画が確定され、一括解除。</p>

出典：福島県ホームページ

■警戒区域

立入制限、退去命令（罰則規定を伴う厳しい規制）が行われる区域。東京電力第一原子力発電所が不安定な状況にあることから、再び事態が深刻化した場合の居住者の危険防止のために設定された。

■計画的避難区域

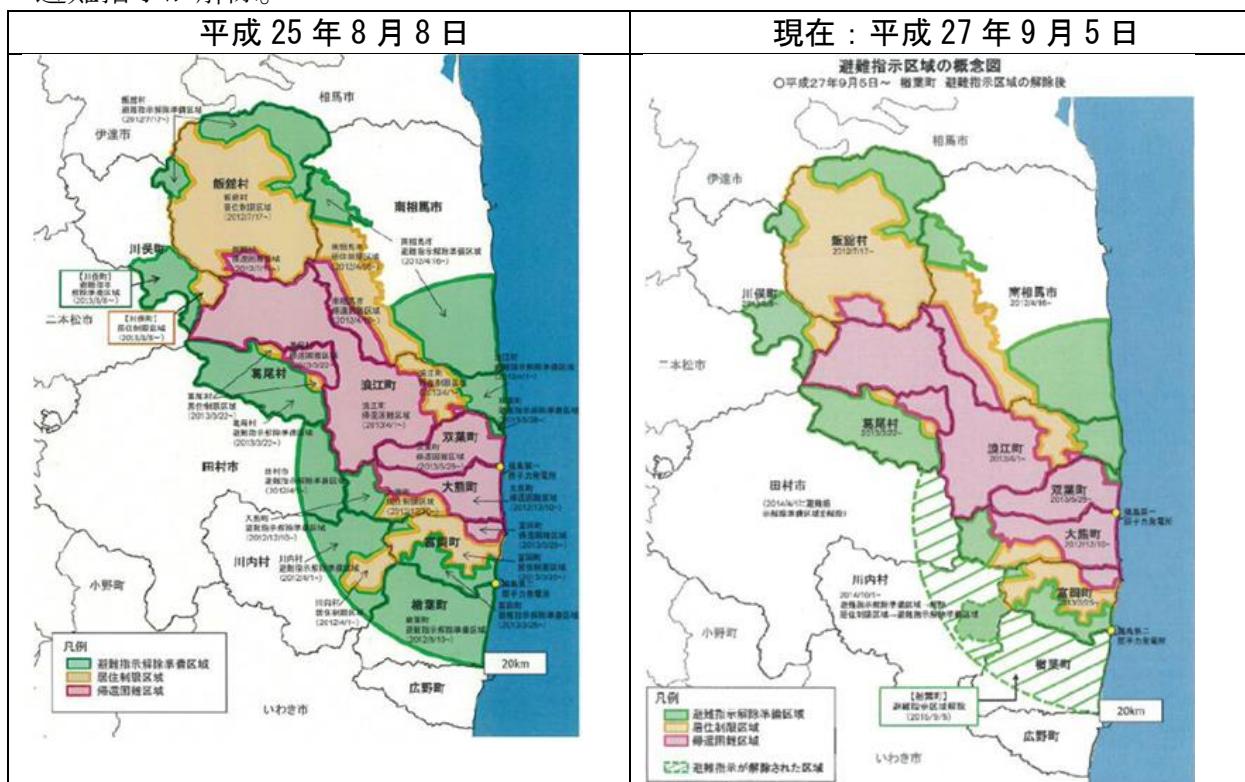
事故発生から1年の間に累積線量が20mSvに達する恐れのある地域について、住民の被ばくを低減するために設定された。

■緊急時避難準備区域

東京電力第一原子力発電所に係る危険防止の観点から設定。（立入制限は無いが、自主的避難及び子供、妊婦等の避難を促されていた。）

■避難指示等の状況（発災後約2年半～現在）

H24.4より順次区域見直しが始まり、その後、田村市、川内村の一部、楢葉町で避難指示が解除。



出典：福島県ホームページ

■避難指示解除準備区域

復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域。

■居住制限区域

将来的に住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域。

■帰還困難区域

放射線量が非常に高いレベルにあることから、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、避難を求めている区域。

■被災市町村の役場機能移転の経過

<広野町>

H23. 3. 15	小野町（小野町町民体育館）へ役場機能を移転
H23. 4. 15	いわき市（FDKモジュールシステムテクノロジーいわき工場社屋内）に役場機能移転
H24. 3. 1	役場本庁で業務再開

<楓葉町>

H23. 3. 12	いわき市（いわき市立中央台南小学校）に災害対策本部移転
H23. 3. 26	会津美里町（会津美里町役場本郷庁舎3階）に役場機能移転
H23. 11. 23	会津美里町（旧耐南建設（株）事務所）に役場機能移転
H24. 1. 17	いわき出張所（いわき明星大学内）に災害対策本部移転
H27. 9. 5	役場本庁で業務再開

<富岡町>

H23. 3. 12	川内村に川内村・富岡町合同災害対策本部設置（川内村役場内）
H23. 3. 15	川内村・富岡町合同災害対策本部を郡山市（ビッグパレットふくしま）に設置
H23. 4. 14	郡山市（ビッグパレットふくしま）に役場機能移転
H23. 12. 19	郡山市大槻町（郡山事務所）に役場機能移転

<川内村>

H23. 3. 12	川内村・富岡町合同災害対策本部設置（川内村役場内）
H23. 3. 15	川内村・富岡町合同災害対策本部を郡山市（ビッグパレットふくしま）に設置
H23. 4. 12	郡山市（ビッグパレットふくしま）に役場機能移転
H24. 3. 26	役場本庁で業務再開

<大熊町>

H23. 3. 12	田村市（田村市総合体育館）に災害対策本部移転
H23. 4. 5	会津若松市（会津若松市役所追手町第二庁舎）に役場機能移転

<双葉町>

H23. 3. 12	川俣町合宿所（トレニピア）に災害対策本部移転
H23. 3. 19	埼玉県さいたま市（さいたまスーパーアリーナ）に役場機能移転
H23. 3. 31	埼玉県加須市（旧埼玉県立騎西高校内）に役場機能移転
H25. 6. 17	いわき市（いわき事務所）に役場機能移転

<浪江町>

H23. 3. 12	浪江町役場津島支所に災害対策本部移転
H23. 3. 15	二本松市（二本松市役所東和支所）に災害対策本部移転
H23. 5. 23	二本松市（男女共生センター）に役場機能移転
H24. 10. 1	二本松市（平石高田第二工業団地）に役場機能移転

<葛尾村>

H23. 3. 15	会津坂下町（会津坂下町川西公民館）に役場機能移転
H23. 4. 21	会津坂下町（旧福島地方法務局坂下出張所）に役場機能移転
H23. 7. 1	三春町（貝山多目的運動公園管理棟）に役場機能移転

<飯舘村>

H23. 6. 22	福島市に移転（福島市役所飯野支所）
------------	-------------------

3. 東日本大震災時の警察による救出救助・捜索活動

多くの県民が震災直後から県内外へ避難することとなり、避難指示区域内では地震や津波により行方不明となった方々の十分な捜索活動が出来ない状況が続いた。

地震や津波で直接犠牲となった方々に加え、地震直後に出了された避難指示の影響により、がれきの下敷きとなり、あるいは負傷等により身動き出来ずに救助を待ち望んでいたものの救助されず犠牲となつた方々も存在することとなつた。

その後、避難指示区域内で行方不明者の本格的な捜索活動は開始されたものの、いまだ2百人を超える方々の行方が確認できない状況となっている。

月 日	県警察の捜索活動
3月11日	地震災害発生。浜通り各市町村や須賀川市、鏡石町、白河市に県警察機動隊や特別起動パトロール隊、第二機動隊を出動させ、地元警察署員とともに人命救助活動や行方不明者の捜索を開始
3月17日～	南相馬市の20km～30km圏内地域（鹿島区南部・原町区）で捜索開始（いわき市については3月28日に20km～30km圏内（末続地区）の捜索実施）
4月3日～	東京電力第一原子力発電所から半径10km～20km圏内の南相馬市原町区で捜索開始
4月14日～	東京電力第一原子力発電所から半径10km圏内の浪江町で捜索開始
4月19日～	東京電力第一原子力発電所から半径10km圏内の双葉町で捜索開始
4月22日～	浪江町で重機を使った捜索開始
4月25日～	双葉町で重機を使った捜索開始
4月25日～	東京電力第一原子力発電所から半径5km圏内の双葉町で重機を使った集中捜索を開始
11月8日・10日・12日	浪江町請戸漁港における県警機動隊スクーバ潜水捜索実施
平成24年1月24日	浪江町請戸漁港付近行方不明者一斉捜索実施
2月19日～2月21日	双葉郡（浪江、双葉、大熊、富岡、楢葉町）沿岸部の行方不明者一斉捜索実施

出典：東日本大震災の記録と復興の歩み（H25.3 福島県）より
双葉町、浪江町部分を抜粋し、作成。

4. 公園候補地周辺の特徴

(1) 公園候補地周辺の歴史・文化

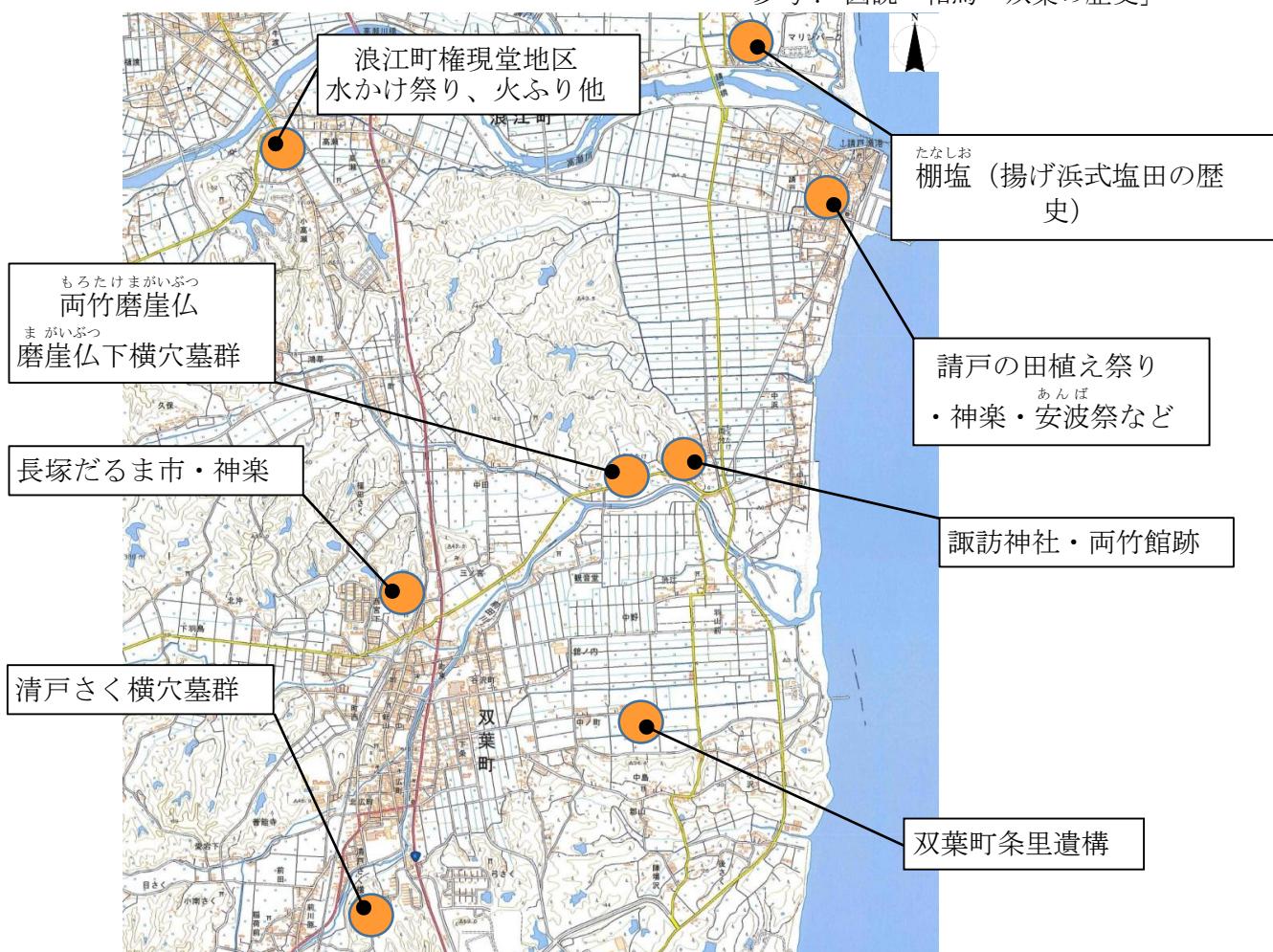
公園候補地周辺は、貝塚や古代の横穴墓遺跡、条理跡などが多く存在し、長い居住の歴史がある。また戦国時代初期から明治維新まで相馬氏が継続して治めた珍しい歴史を持ち、公園候補地西側丘陵部の諏訪神社周辺には、相馬藩防備のひとつである両竹館跡がある。

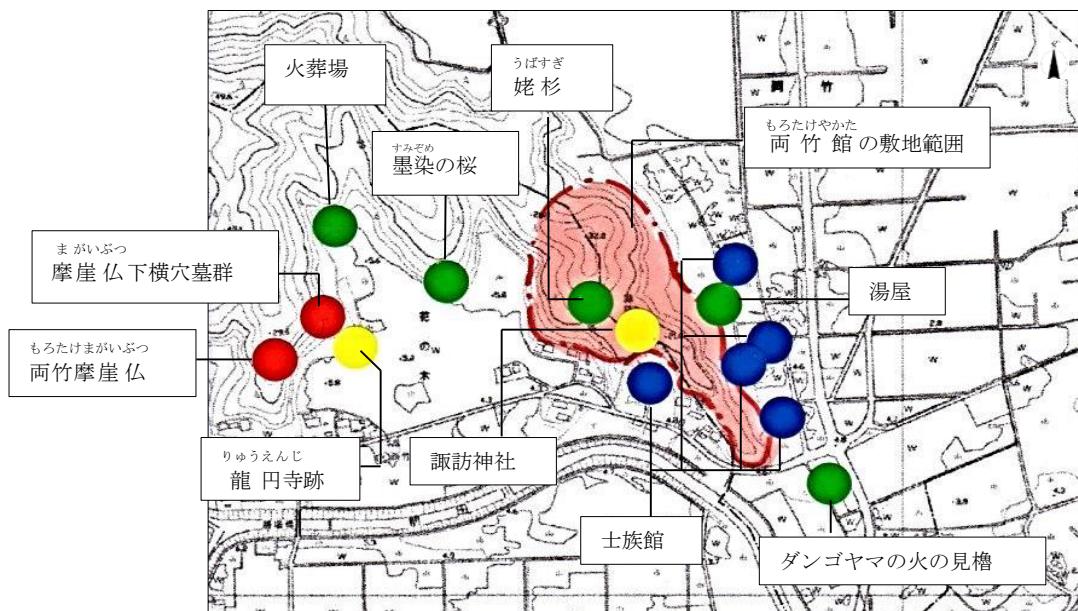
鎌倉時代以降この地域は標葉氏の支配下となるが、戦国時代の初期 1492 年相馬氏が標葉氏を滅ぼし相馬氏の直接支配となり、この地域は標葉郷と呼ばれていた。

戦国時代から南に岩城氏や佐竹氏、北の伊達氏などと揉み合いながらも領地を維持し、江戸時代に現在の相双地域に相当する地域が相馬中村藩として安堵された。相双地域には領地守備のための館が数多く建てられ、その数は 47 におよぶ。このうち双葉町と浪江町は当時、標葉郷と呼ばれ、17 の館が設けられた。

大堀相馬焼、塩田跡、磨崖仏等のほか、各種祭り、神楽、田楽・踊りなどの民族芸能などが盛んな土地柄であり、震災後も避難地等で活動が再開されている。また、震災後、平成 24 年に、福島県では、ふくしまの民族芸能をはじめ、国内外の伝統芸能が一堂に会した「地域伝統芸能全国大会福島大会（愛称：ふるさとの祭り）」が開催され、平成 25 年からは、県内被災団体を中心とした福島県版「ふるさとの祭り」が毎年県内で開催されている。

参考：「図説 相馬・双葉の歴史」





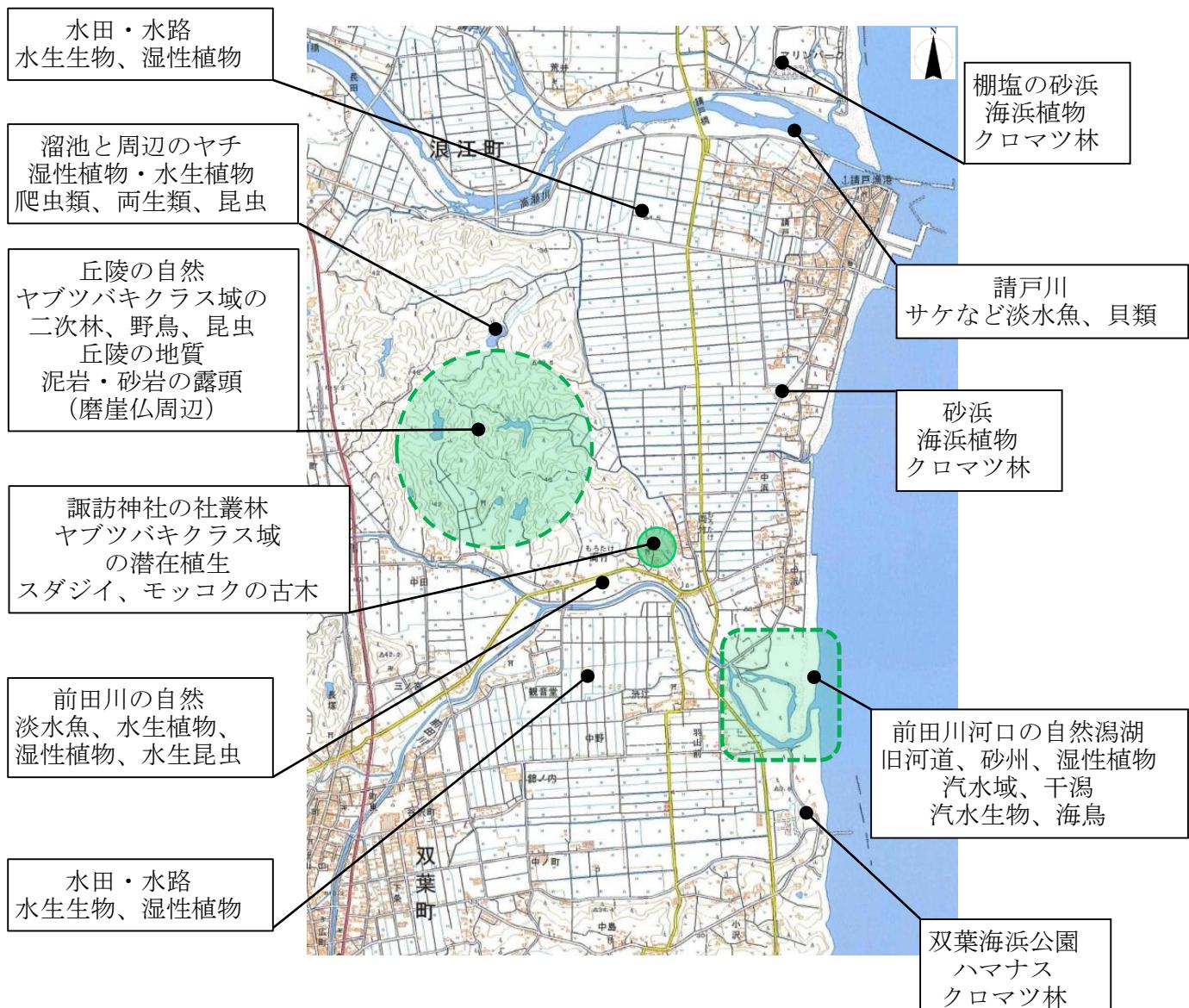
両竹村の歴史遺産（泉田邦彦氏資料より）



出典：「図説 相馬・双葉の歴史」に一部加筆

(2) 公園候補地周辺の自然

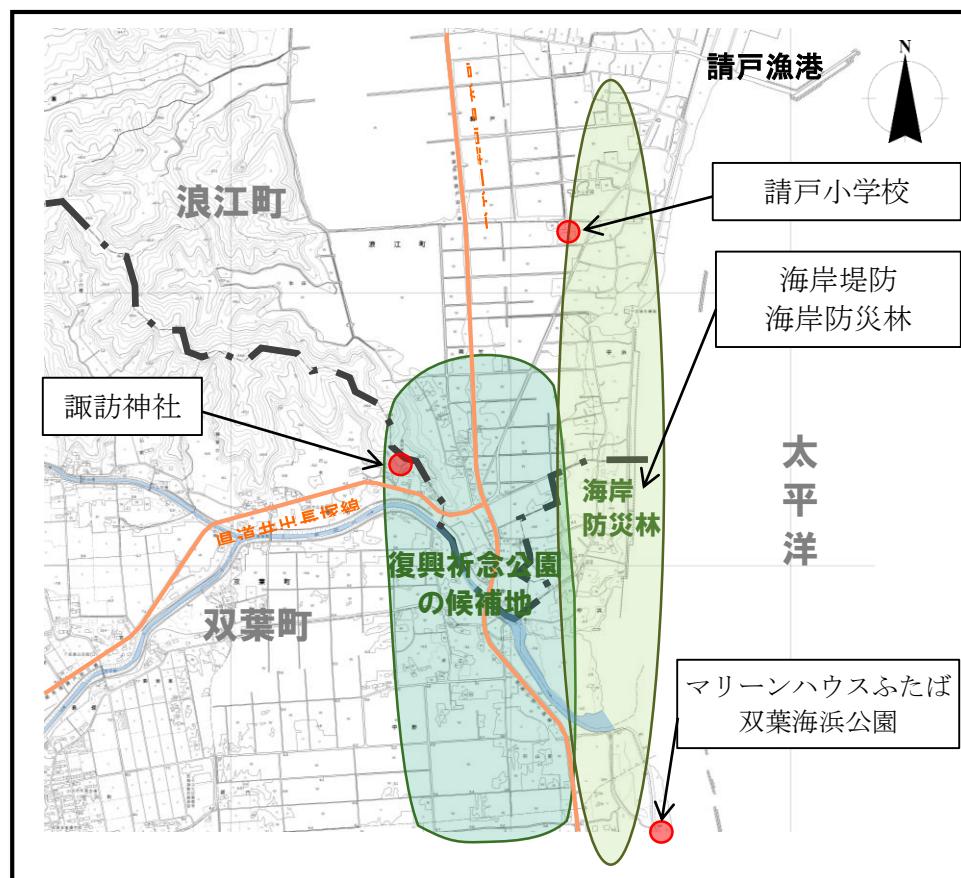
阿武隈山系の自然と海浜部の温暖な気候が出会う公園候補地周辺は、丘陵地・平地・河口・砂州など多様な地形を有し、諏訪神社周辺の丘陵部には、シイの木など照葉樹林の良好な潜在自然植生が残っている。また前田川河口部の自然潟湖や砂州などには、汽水域や干潟の動植物が生息している豊かな環境である。



前田川河口方面
(平成 27 年 9 月 22 日撮影)

(3) 公園候補地周辺の震災遺構等

公園候補地周辺には津波被害を受けたマリーンハウスふたば、請戸小学校などの震災遺構が双葉・浪江両町で検討されている。



■公園候補地周辺図



請戸小学校
(平成 27 年 9 月 22 日撮影)



マリーンハウスふたば
(平成 27 年 9 月 22 日撮影)

■マリーンハウスふたば

双葉海水浴場に隣接している町営の海の家で双葉海水浴場の中心的施設。施設内にはキャンプ場などの受付窓口の他、2階には無料で利用できるトイレ、シャワー、休憩室などがある。3階には有料の休憩室があり、会議や研修等の貸切利用が可能。

本施設は町の避難場所に指定されており、東日本大震災の津波の際には、3階に避難して助かった人々がいる。

震災前(2010) → 震災後(2012.10月撮影)



写真出典：「双葉町における被災の現状と復興への課題」（双葉町：H27.10）より

■請戸小学校

・東日本大震災時の避難概要

地震発生当時、校舎には下校した1年生を除き、2年生から6年生までの児童77人が残っていた。震災直後、児童・教職員約100人は、すぐに避難場所に指定されている約2km離れた大平山に避難し全員が難を逃れた。

2011年3月11日（金） 14:46 東日本大震災発生
14:51 校庭に集合、在籍確認後、避難
大平山方面へ避難
NHKの津波警報発令と同時に避難開始
15:40 津波襲来、校舎冠水、1F部分損壊喪失
出典：福島民報HPより

(4) 両竹館跡周辺からの眺望

もろたけやかた

両竹館跡周辺の標高約30mの高台からは、東京電力福島第一原子力発電所の排気筒などを確認することが出来ると考えられる。また双葉・浪江の両町にまたがる中野・中浜地区や前田川付近の平地からは、大地と樹林がブラインドとなって見通す事は困難と考えられる。

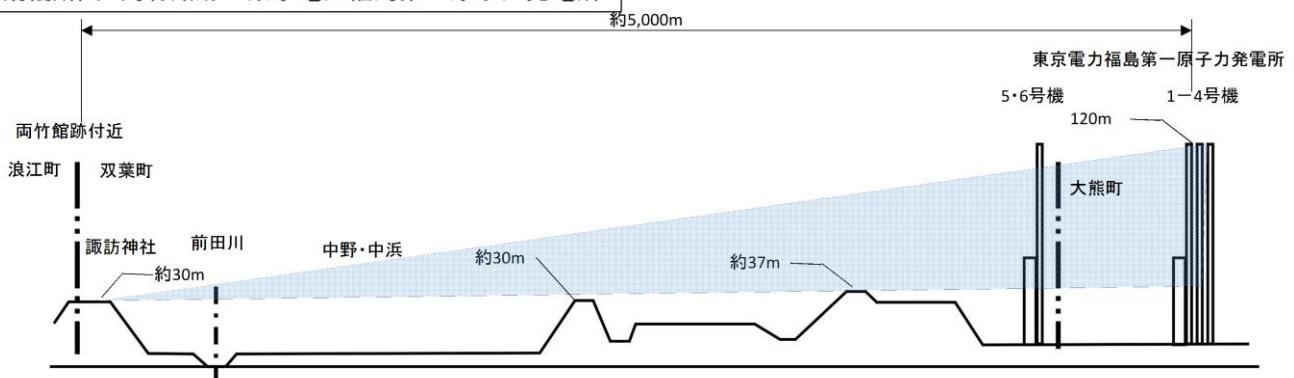
■景観縦断図位置



■諏訪神社付近からの眺望（平成27年10月26日撮影）



景観縦断図 両竹館跡－東京電力福島第一原子力発電所



※国土地理院地図より作成

※縦:横のスケール比は(V:H=10:1)

5. 復興に向けた取り組み

(1) 福島県の復興計画等

これまで福島県が東日本大震災に対し、取り組んできた復興計画の策定時期と概要は以下のとおりである。

・福島県復興ビジョン：

平成 23 年 8 月に策定され、緊急的対応、ふくしまの未来を見据えた対応、原子力災害対応について、方針が示された。

・福島県復興計画（第 1 次）：

平成 23 年 12 月に策定され、復興ビジョンに基づき、さらに具体的な復興のための取組や事業が示された。

・福島県復興計画（第 2 次）：

平成 24 年 12 月に策定され、避難指示区域の見直しへの対応、避難の長期化に伴う支援強化や新たな生活拠点の整備検討、帰還を加速させる取組などが追加された。

・福島県復興計画（第 3 次）：

平成 27 年 12 月に策定され、避難地域及び浜通り地域の復興の加速化、新産業の集積、風評の影響の払拭や風化の防止に向けた取組などが追加された。

■福島県復興計画（第 3 次）の基本理念と主要施策

基本理念

- 1 原子力に依存しない※、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- 2 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- 3 誇りあるふるさと再生の実現

※国・原子力発電事業者に対して、県内の原子力発電所の全基廃炉を求めている。

主要施策（復興へ向けた重点プロジェクト）

■避難地域の復興・再生

1 避難地域等復興加速化プロジェクト

■安心して住み、暮らす

2 生活再建支援プロジェクト

3 環境回復プロジェクト

4 心身の健康を守るプロジェクト

5 子ども・若者育成プロジェクト

■ふるさとで働く

6 農林水産業再生プロジェクト

7 中小企業等復興プロジェクト

8 新産業創造プロジェクト

■まちをつくり、人とつながる

9 風評・風化対策プロジェクト

10 復興まちづくり・交流ネットワーク 基盤強化プロジェクト

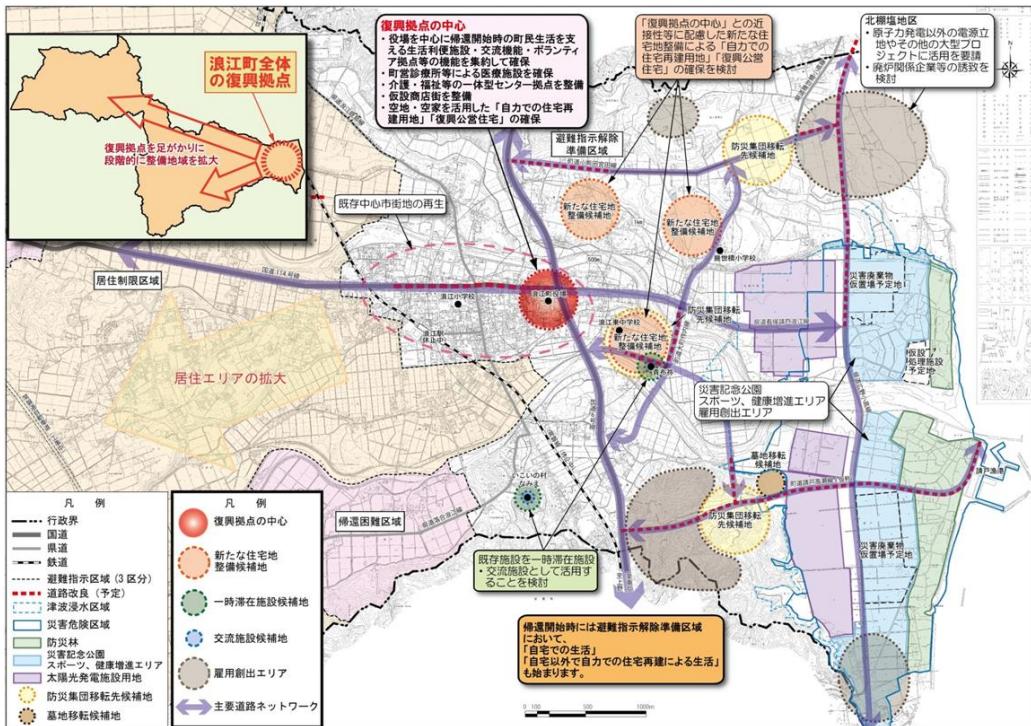
福島県における復興祈念公園は復興計画（第 3 次）で、重点プロジェクトである「避難地域等復興加速化プロジェクト」における「世界のモデルとなる復興・再生」とび「風評・風化対策プロジェクト」における「国内外への正確な情報発信」として、「犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記録と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等のための復興祈念公園等の整備」が位置付けられている。

また、除染の推進についても復興計画（第 3 次）における重点プロジェクトである「環境回復プロジェクト」の中で「除染の推進」が挙げられており、「空間線量などのモニタリングと測定結果のわかりやすい情報発信」を行うこととされている。

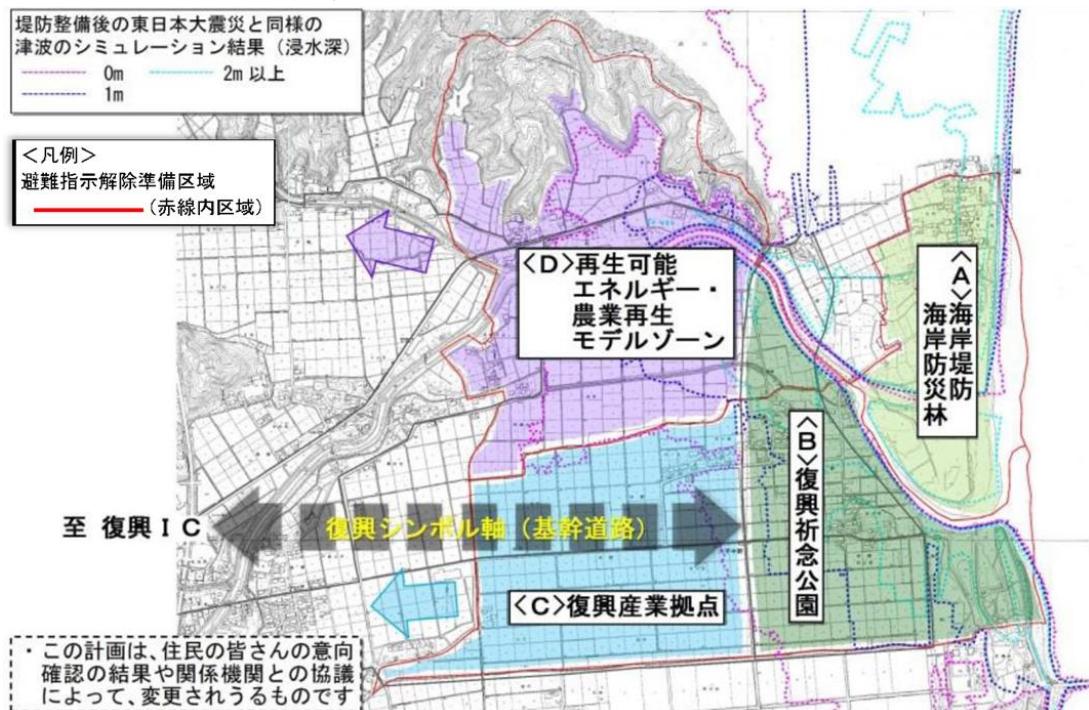
(2) 双葉町・浪江町の復興計画

公園候補地エリア周辺では、双葉・浪江両町とも復興まちづくり計画等で町民の生活再建と併せ、再生可能エネルギー活用に向けた検討を進められている。

■浪江町復興まちづくり計画 (H26. 3 浪江町)



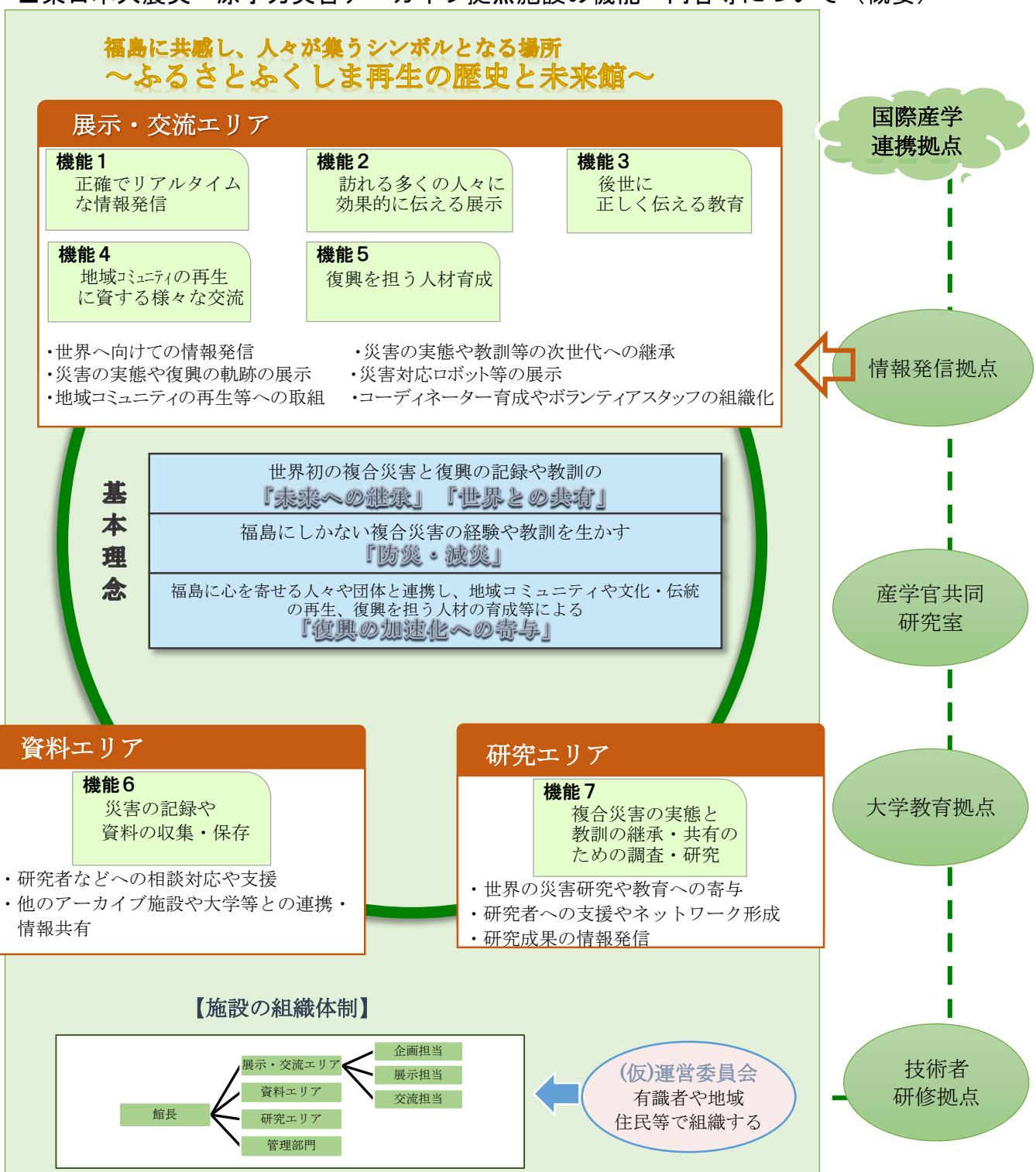
■双葉町復興まちづくり長期ビジョン (H27. 3 双葉町)



(3) アーカイブ拠点施設

福島・国際研究産業都市（イノベーション・ココスト）構想の柱の一つに「国際产学連携拠点」があり、その中で「原子力災害の教訓・知見を継承、世界に発信するための情報発信拠点」として、記録と教訓を後世に伝えるアーカイブ拠点施設が位置付けられている。

■東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設の機能・内容等について（概要）



※東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設有識者会議報告書より

